原議保存期間	5年（平成36年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

警視庁生活安全部長　殿
各道府県（方面）警察の長
（参考送付先）
各管区広域調整部長

警察庁丁生企発第531号
平成30年8月2日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

警察署と学校の間における不審者情報等の共有に係る留意事項について（通達）

警察署と学校との不審者情報等（子供の犯罪被害や不審者に関する情報をいう。以下同じ。）の共有については、「登下校防犯プラン」（平成30年６月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）を受け、「通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について（通達）」（平成30年７月11日付け警察庁丙生企発第137号ほか）により指示がなされたところであるが、その運用上の留意事項は下記のとおりであるので各都道府県警察(以下「県警察」という。)にあっては、適切な措置を講じられたい。

また、文部科学省においても別添「警察との連携による不審者情報等の共有について」を各都道府県・指定都市教育委員会教育委員会学校安全主管課等に通知したところであるので参考とされたい。

記

１　不審者情報等の情報共有を行う学校の範囲

公立、国立及び私立の小学校、義務教育学校（いわゆる小中一貫校をいう。）及び特別支援学校（小学部）をいう。

２　警察署の不審者情報等連絡担当者の指定

(1) 担当者の指定

ア　警察署長は、学校との間で不審者情報等について情報共有を目的とした連絡を担当する警察署の不審者情報等連絡担当者（以下「警察担当者」という。）を指定すること。

イ　警察担当者は、原則、生活安全部門の警部補以上の階級にある者を指定するものとする。

(2) 代行者の指定

宿日直勤務の時間帯には、原則、宿直責任者を警察担当者の代行者として指定すること。

３　不審者情報等の共有体制の確立

警察担当者は、警察署の管轄区域に所在する学校に対し、警察担当者の職名、氏名、連絡先電話番号等を通知するとともに、学校から、それぞれの学校の不審者情

報等連絡担当者（以下「学校担当者」という。）の職名、氏名、連絡先電話番号等の提供を受ける。

その際、学校担当者から夜間、祝日及び休日において緊急の連絡を要する場合の連絡先についても、併せて提供を受けるものとする。

4　不審者情報等の共有の方法

警察担当者と学校担当者の連絡方法は、電話又は電子メールを活用して行うものとする。

5　共有を行う不審者情報等

(1) 警察が認知した不審者情報等の共有

ア　きめ細かい情報の共有

(ｱ) 警察において認知し、広く地域住民等に提供した不審者情報等に含めることとしなかった行為者の言動、特徴等の防犯対策を講じる上で参考となる情報については、学校担当者との共有を図ること。

(ｲ) 警察において認知し、広く地域住民等に提供しない不審者情報等であっても、一定の地域において防犯対策を講じる上で参考となる情報については、学校担当者との共有を図ること。

イ　緊急性が高い場合の情報の共有

警察担当者は、連続発生のある重要凶悪事案や持凶器被疑者の逃走事案等、通学路に重大な危険が及ぶおそれのある事案が発生し、緊急の措置を必要とする場合には、関係の学校の学校担当者に対して、認知後速やかに当該時点に係る情報を提供するとともに、執るべき措置について助言指導するものとする。

更に事態の進展に応じて得られる様々な情報についても、子供や学校関係者等の安全を確保する観点から適時、適切に情報を提供するものとする。

ウ　危険箇所等に関する情報の共有

警察において認知した不審者情報等で、学校担当者との危険箇所等の共有という観点から以下の情報を共有する。

(ｱ) 発生が多発している場所における見守る目や環境整備の状況から、学校が点検を必要とする危険箇所の情報

(ｲ) 同一手口や同種対象の事案が連続発生した場合に、警戒を要する時間帯や場所に関する情報

(2) 学校担当者が認知した不審者情報等の共有

不審者情報等が潜在化することのないよう、学校担当者が情報を認知した場合に、速やかに警察担当者に連絡が行われるよう、学校担当者と連携を図ること。

6　留意事項

(1) 学校担当者への連絡

学校担当者への連絡について、警察担当者のみが行うこととすると、緊急性の高い事案、複数の学校等への連絡を要する事案又は警察担当者の勤務実態によっては、迅速かつ適切な情報共有が行われないことが想定されるところである。

学校担当者との連絡に際しては、迅速かつ適切な情報共有が行えるように状況に応じた柔軟な対応に努めることに留意すること。

(2) プライバシー等への配慮

学校担当者との情報の共有に当たっては、被害関係者のプライバシー及び警察活動への影響に十分配慮するものとする。

(3) 警察、学校等が情報提供する防犯メール等の登録等の促進

警察担当者は学校担当者に対して、警察が不審者情報等を提供しているツールである電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「ＳＮＳ」という。）等の受信を推奨するとともに、管轄区域内の自治体及び教育委員会が、電子メール、ＳＮＳ等を用いて不審者情報等の提供を行っている場合は、警察担当者も同情報の受信に努めること。

(4) 警察担当者の変更時の措置

人事異動等により警察担当者に変更が生じたときは、速やかに学校担当者に対して変更の通知をすること。

(5) 報告要領

本通達に係る実施状況についての報告要領は別途通知する。

事　務　連　絡
平成 30 年 8 月 2 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課　御中
各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

警察との連携による不審者情報等の共有について（依頼）

警察との連携による不審者情報等の共有については，これまでも「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成 17 年 12 月 6 日 17 文科ス第 333 号）及び「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成 20 年 5 月 7 日 20 ス学健第 5 号）等において，警察と連携を取りながら、学校と保護者，地域の関係団体等との間で，情報を迅速かつ確実に共有するため，取組を進めるようお願いしてきたところです。

本年５月，新潟市で発生した下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件を受け，「「登下校防犯プラン」について」（平成 30 年６月 22 日 30 初健食第 12 号）で通知したとおり，登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において「登下校防犯プラン」が取りまとめられました。

本プランの「３．不審者情報等の共有及び迅速な対応」では，「（１）警察・教育委員会・学校間の情報共有」の①において，「従来の教育委員会経由でのやり取りに加え，警察署と学校の間で連絡担当者を決めて直接共有することにより，プライバシーに配慮しつつ，より粒度の高い情報の共有を可能とし，具体的な対応に資するようにする。」こととされています。

上記を踏まえ，この度，警察庁から国公私立小学校，特別支援学校小学部及び義務教育学校（以下，小学校等という。）と管轄する警察署との間において，連絡窓口となる連絡先の担当者の共有について依頼がありました。

つきましては，後日，小学校等の所在地を管轄する警察署から，警察担当者の連絡先が提示されますので，各小学校等におかれても，連絡担当者を決めて警察と共有していただき，不審者情報等を迅速かつ確実に共有する体制の構築を推進していただくようお願いします。

また，小学校等はもとより，小学校等以外の学校及び学校設置者におかれても，

下記の事項に留意して，引き続き不審者情報等を迅速かつ確実に共有する取組を進めていただくようお願いします。

なお，警察と個別の学校との間における連絡担当者の共有については，その実施状況や効果等を踏まえ，他の学校種についても警察庁と協議して順次検討してまいります。

また，別添のとおり，警察庁から都道府県警察に対して同様に通知されていることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては，所管の学校，各種学校及び域内の市町村教育委員会に対して，各都道府県私立学校主管課におかれては，所轄の学校法人，学校及び各種学校に対して，各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して，構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して，厚生労働省の専修学校主管課におかれては，所管の専修学校に対して，都道府県認定こども園主管課においては，域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して，周知されるようお願いします。

記

1　学校設置者や学校等においては，警察から不審者情報等が提供された場合の共有体制について再度確認し，迅速かつ確実に共有されるよう努めること。

2　学校等において，児童生徒や保護者等から不審者に関する情報を認知した場合は，警察及び教育委員会等と情報共有を図ること。不審者情報等は，その内容から緊急性が高いと判断される場合は，直ちに警察へ通報すること。

3　市町村教育委員会は，不審者情報等の緊急性及び内容に応じて，域内の学校や都道府県教育委員会と情報共有を図ること。都道府県教育委員会は，共有された内容等から，他の学校設置者等に共有する必要があると判断される場合は，私立学校主管課，国立大学法人等の学校設置者に対して情報提供を行うこと。

4　警察等が不審者情報等を提供するツール（防犯メール、ＳＮＳ等）を活用して情報収集に努めるとともに，教職員及び保護者等に，警察等が不審者情報等を提供するツールの活用を促すこと。

5　不審者情報等を認知した場合，特に被害者がいる事案については，情報を取り扱うに当たり，被害関係者のプライバシーに十分配慮すること。

6　小学校等の連絡担当者は，連続発生の恐れのある重要凶悪事案や持凶器被疑者の逃走事案等，通学路に重大な危険が及ぶおそれのある事案が発生し，緊急の措置を必要とする場合は，警察の連絡担当者から夜間及び休日等に情報提供がある場合があることに留意すること。

【問合せ先】
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課交通安全・防犯教育係
tel：03-5253-4111（2695）
fax：03-6734-3794